

児童扶養手当等の手当額が改正されます

お知らせ

4月から児童扶養手当や特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当額が変わります。なお、手当額は、消費者物価指数の変動に応じて手当額が改正される「自動物価スライド制」となっています。

■児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、中度以上の障害を有する場合は20歳未満）を養育している人に対し、生活の安定と自立を助け、児童の健やかな成長のために支給される手当です。



	改正後
全部支給	43,160円(250円増)
一部支給	43,150円～10,180円(60～250円増)

○第2子加算額

	改正後
全部支給	10,190円(50円増)
一部支給	10,180円～5,100円(50～30円増)

■障害児福祉手当

20歳未満で、重度の障害状態があるため、日常生活で常時介護を必要とする障害児本人に支給される手当です。



問 福祉課 高齢・障害者福祉係 ☎75-4823

○第3子加算額

	改正後
全部支給	6,110円(30円増)
一部支給	6,100円～3,060円(30～20円増)

■特別児童扶養手当

身体や精神に中度以上の障害を有する児童（20歳未満）の父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している人に対し支給される手当です。



	改正後
1級	52,500円(300円増)
2級	34,970円(200円増)

問 福祉課 こども係 ☎75-6118

■特別障害者手当

20歳以上で、著しく重度の障害状態にあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする障害者本人に支給される手当です。

	改正後
障害児福祉手当	14,880円(90円増)
特別障害者手当	27,350円(150円増)

国民年金の任意加入

問 佐賀年金事務所
市民生活課 保険年金係 ☎31-4191
☎75-2159



60歳までに、老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や40年の納付済期間がないため、老齢基礎年金を満額受給できない場合は、60歳以降も国民年金に任意加入することができます。

■対象者

- 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人
- 老齢基礎年金の繰上げ請求をしていない人
- 20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月（40年）未満の人
- 厚生年金、共済組合に加入していない人

■保険料額

月額16,540円（令和2年度）
※原則として口座振替となります
■手続きに必要なもの
年金手帳、預（貯）金通帳および金融機関への届出印、戸籍抄本（65歳以降も任意加入される人）

※65歳になるまで任意加入しても年金受給資格を満たせない場合は、70歳になるまで任意加入することができません
※60歳の誕生日の前日から受付をしますが遡って加入することはできません

福祉タクシー利用券を交付します

問 福祉課 高齢・障害者福祉係 ☎75-4823



重度の心身障害を持つ人に、タクシー利用の助成として、福祉タクシー利用券（1枚500円・年間20枚分）を交付します。受付は4月からです。申請する月が遅くなると交付できる枚数が減りますので、希望する人は早めに申請してください。

- ①～③のいずれかに該当する人。
- ①身体障害者手帳の1、2級の所持者
 - ②療育手帳Aの所持者
 - ③精神障害者保健福祉手帳1級の所持者

■対象者

自動車税等の減免を受けていない

■持ってくるもの

障害者手帳、印鑑